

制定:平成14年12月 1日

改訂:平成15年 4月 1日

三洋化成工業株式会社

名古屋工場 環境保安室長

## **産業廃棄物焼却施設(連続噴霧燃焼式焼却炉)の維持管理計画**

### 1. 施設の管理

- (1)施設の正常な機能を維持するため、定められた日常点検表に従い、日常点検を行い、各点検結果が管理範囲内であることを確認する。  
点検の結果、異常があれば速やかに施設管理者に連絡すること。
- (2)当該焼却施設で焼却する濃厚廃液及び廃油の受入量及び焼却量を一日に一回以上計量して、処理能力以内であることを確認し、記録しておくこと。

### 2. 飛散、流出、悪臭等の防止

- (1)濃厚廃液及び廃油が貯槽から流出しないように、各々の在庫量を定められた液面(液面上限警報点)以下に維持すること。
- (2)濃厚廃液及び廃油が配管等から流出しないように、定期パトロール時は充分注意して巡視のこと。

### 3. 防火

消火器は所定の位置に所要数配備していること。火気を使用する時は、「火気使用基準」にしたがうこと。

### 4. 衛生管理(害虫等の発生防止)

一日に一回以上清掃を行い、蚊、はえ等の発生を防止し、施設構内の清潔を保持すること。

### 5. 処理能力に見合った処理の管理

濃厚廃液及び廃油の処理流量(焼却量)を定められた値に保持すること。

### 6. 放流水の検査

当該施設から排出する排水のTOC、亜鉛分、pH等定められた項目について定期的に測定し、管理範囲内であることを確認すること。異常の場合は速やかに施設管理者に報告すること。

### 7. 記録及び保存

当該施設の維持管理に関する点検及び検査の結果を所定の記録用紙に記録し、施設管理者の承認を受けた後、3年間保存すること。

### 8. 廃棄物の投入

5. に同じ。

## 9. 燃焼の管理

### (1) 運転開始

スタートアップマニュアル等関連マニュアルに従い、炉温を約24時間かけて850°Cに昇温し、定常状態に保つ。同時に各計測機器(温度計、流量計、圧力計、pH計、排ガス濃度計(O<sub>2</sub>、CO))を正常に作動させること。

### (2) 焼却処理

炉温が850°Cに上昇後、濃厚廃液、廃油の所定量を各専用バーナーから炉内に噴霧し焼却処理を開始する。以後、焼却処理停止まで炉温を850°C以上に保持する。

炉温、排ガス濃度等を連続測定し、記録する。

### (3) 運転停止

濃厚廃液、廃油の焼却処理が終了すれば、関連マニュアルに従い焼却炉及び附帯設備の運転を停止する。

## 10. 冷却設備

冷却缶への補給水を所定量に保ち、ベンチュリースクラバー入口の排ガス温度を100°C以下に保持し、排ガス温度を連続測定し、記録する。

## 11. 排ガス処理設備

(1) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続して測定し、記録する。

(2) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が5ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>以下となるように濃厚廃液及び廃油を焼却すること。

(3) 煙突から排出される排ガス中の硫黄酸化物量、ばいじん濃度、塩化水素濃度及び窒素酸化物濃度を排出基準値以下に維持し、周辺的生活環境保全上の支障がないようにすること。

(4) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に一回以上、硫黄酸化物量を年1回以上、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物の各濃度を6ヶ月に一回以上測定し、記録すること。

(5) ベンチュリースクラバーの停止時に充填材(テラレット)に付着したばいじんを水洗除去し、水洗汚濁水は冷却缶排水として処理した後、排水処理場へ排出すること。

## 12. ばいじん及び焼却灰の処理

(1) 運転停止時に冷却缶の堆積スケール(焼却灰)の熱しゃく減量を測定し、10%以下を確認する。

(2) 冷却缶の堆積スケールとデカンタースラッジ(ばいじん)は各々専用のバケツに保管した後、産業廃棄物処理業者に処分を委託する。

## 13. 事故時の措置

火災、流出、停電等、異常事態が発生したときは速やかに施設管理者に連絡すると共に各々異常事態措置マニュアルに従い措置すること。

以上